

# 外国の看護師学校養成所を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者の 宮崎県准看護師試験受験資格認定に係る要領

## 1 目的

この要領は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第22条第4号に基づく宮崎県准看護師試験受験資格の認定の基準及び手続きを定めることにより、事務処理の適正化を図ることを目的とする。

## 2 審査対象者

外国の看護師学校養成所を卒業し又は外国において看護師免許を得た者で、法第22条第4号に定める資格により宮崎県准看護師試験を受験しようとする者。（ただし、法第21条第5号に該当する者を除く。）

## 3 審査の手続き

### (1) 申請期間等

受験資格認定を受けようとする者は、次の期間に5に定める必要書類を宮崎県福祉保健部医療政策課に提出しなければならない。

申請期間	各年度の4月1日から7月31日まで
受付時間	午前9時から正午まで 午後1時から午後4時まで

### (2) 書類の持参

前項の申請にあたっては、事前に電話で来所時間を予約の上、申請者本人が書類を持参するものとし、郵送、代理による申請は受理しない。

このとき、添付書類の内容について申請者に確認を行い、その結果を審査の参考とする場合がある。

### (3) 審査

受験資格の審査及び認定は医療政策課で行い、必要に応じて准看護師試験委員の意見を聞く。

### (4) 受験資格の認定

県は4に定める認定基準に従い申請内容の審査を行い、受験資格を認定する場合は当該年度の11月30日までに受験資格認定書を交付し、認定しない場合は、同日までにその旨を本人に通知する。

### (5) 准看護師試験受験時の留意事項

この要領に基づき、受験資格を認定された者は、准看護師試験受験願書を提出する際に、受験資格認定書の写しを添付するものとする。（なお、他都道府県の受験資格認定書又はこれに類する証明書類での受験は認めない。）

#### 4 認定基準

審査対象者が、法第22条第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者であることの認定の基準は以下のとおりとする。なお、下記の基準をすべて満たした場合に限り、受験資格を認定するものとする。

- (1) 卒業した外国看護師学校養成所の修業年限等
  - ア 外国看護師学校養成所の入学資格  
中学校卒業以上（修業年限9年以上）、又は同等と認められる者
  - イ 外国看護師学校養成所修業年限  
2年以上
  - ウ 外国看護師学校養成所卒業までの修業年限  
11年以上、又は同等と認められる者
- (2) 教育科目の履修時間  
履修時間の合計が1890時間以上で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号）等に規定する教育内容（基礎科目、専門基礎科目及び専門科目の時間数）を概ね満たすこと
- (3) 教育環境  
日本の准看護師学校養成所と同等以上と認められること
- (4) 当該国の判断  
当該国又は州政府等によって正式に認められた外国看護師学校養成所であること
- (5) 外国看護師学校養成所卒業後当該国の看護師免許取得の有無  
原則として取得していること。見込みの段階では認められない。  
また、看護師免許に有効期限がある場合は更新していること。
- (6) 当該国の看護師免許を取得する場合の国家試験又はこれと同等の制度が確立されていること
- (7) 日本語能力  
日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験N1の認定を受けていること

#### 5 必要書類等

- (1) 准看護師試験受験資格認定願（様式第1号）
- (2) 准看護師試験受験資格認定申請理由書（様式第2号）

(3) 履歴書

学歴については、日本の小学校に相当する学校から看護師学校養成所卒業まで、入学・卒業年次を各々の学校について西暦で記入すること。また、職歴についてもできるだけ詳細に記載すること。

(4) 在留カード、特別永住者証明書又は住民票の写し（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第76号）の経過措置により在留カード等とみなされる登録証明書を含む。）

ただし、短期滞在者については、旅券その他の身分を証する書類の写しを、日本国籍を有する者については、戸籍抄本又は戸籍謄本を、これに代えて提出する。

（在留カード及び特別永住者証明書は有効期限内のもの、住民票の写し、戸籍抄本又は戸籍謄本は申請前6か月以内に発行されたものとする。）

(5) 医師の診断書（様式第3号）

日本の医師資格を有する者により申請前1か月以内に発行されたものに限る。

(6) 写真票（様式第4号）

正面脱帽・上半身の名刺型（縦6cm×横4cm）、申請前6か月以内に撮影したもの1枚を、所定の欄に貼付すること。

(7) 外国で取得した看護師免許証の写し

(8) 外国における資格試験の合格証の写し又は合格証明書

(9) 卒業した外国看護師学校養成所の卒業証書の写し又は卒業証明書

(10) 卒業した外国看護師学校養成所の学業成績書の写し又は学業成績証明書

(11) 卒業した外国看護師学校養成所の教育内容、単位数及び時間数を明らかにした書類（教育課程、シラバス等）

当該学校養成所長の証明のあるものに限る。教育内容は、講義と臨地実習の別がわかるように記載すること。単位制であっても必ず時間数に換算すること。また、クォーター制の場合はセメスター制として換算し直すこと。

(12) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表4における教育内容と卒業した外国の看護師学校養成所の履修科目、時間数の対照表（様式第5号）

当該学校養成所又は審査対象者により同様の書式で作成されたものでも可とする。教育内容は、基礎科目、専門基礎科目、専門科目の別がわかるように記載する。また、講義と臨地実習を区別する。

- (13) 卒業した外国看護師学校養成所の施設現況書（様式第6号）（様式第7号）卒業当時の状況を記載したものとする。
- (14) 外国看護師免許を取得した者にあつては、その根拠法令の関係条文の抜粋法律の目的、資格の定義、免許、欠格事由、籍の登録、免許の交付及び免許証の付与（更新）、免許登録の要件、免許取り消し又は業務停止処分の手続き、国家試験の受験資格、看護師の業務制限、養成所の規定・基準、養成機関の入学資格等について記載されているもの。
- (15) 学校養成所が当該国又は州政府等によって正式に認可されたものであることを示す証明（卒業した外国看護師学校養成所のパンフレット等）
- (16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、財団法人日本国際教育支援協会及び独立行政法人国際交流基金主催の日本語能力試験N1認定書と成績書の写し

## 6 書類提出にあたっての注意事項

- (1) 提出する申請書類の部数は1部である。
- (2) 申請書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。
- (3) (7)～(15)については、申請書類と日本語訳の両方を、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
- (4) (7)～(10)及び(16)の書類については、各原本を持参すること。（証明書を除き、原本は照合後に返還する。）
- (5) 申請書類に不備があつた場合は受理できないため、再度来庁が必要となる。申請前に書類がそろっていることをチェックリスト（参考資料）で確認すること。
- (6) 申請時、申請書類以外に写真付きの身分証明書、印鑑、筆記用具を持参すること。

## 7 書類提出先及び問合せ先

宮崎県福祉保健部医療政策課（看護担当）  
住所 宮崎市橋通東2丁目10番1号  
電話 0985-26-7450